

富山県成長戦略会議運営要領

富山県成長戦略会議（以下「会議」という。）の運営については、この運営要領の定めるところによるものとする。

- 1 会議において配布された資料は、原則として公表する。
- 2 会議は原則として公開する。
- 3 会議は原則としてインターネット上で配信する。
ただし、会議の公式記録は、4により公表した議事要旨及び議事録とする。
- 4 会議の議事要旨及び議事録は、発言者の承認を得たうえで公表する。
- 5 この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。